



NTT
東日本



東京電力パワーグリッド

インフラ事業の持続安定化や地域価値向上の 取り組みに資する連携協定書に基づく覚書締結について

2024年3月26日

東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店

東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社

東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店(支店長：川上 卓郎、「以下、NTT 東日本東京武蔵野支店」)、東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社(武蔵野支社長：矢田 照博「以下、東電 P G 武蔵野支社」) は、本日「インフラ事業の持続安定化や地域価値向上の取り組みに資する連携協定書」に基づく覚書を締結しました。

昨今の甚大な台風災害や、今後想定される首都直下型地震等の大規模自然災害に備えるため、ライフラインの更なるレジリエンス強化と、インフラ事業における社会課題解決による持続可能な循環型社会の確立が求められています。これらを実現するためには、社会基盤として大きな役割を担うインフラ企業の連携が不可欠にて、2022年11月18日に締結している「東京ガスネットワーク株式会社」「東日本電信電話株式会社」「東京電力パワーグリッド株式会社」の三社協定「インフラ事業の持続安定化や地域価値向上の取り組みに資する連携協定書」に基づき、受持ち地域がほぼ同一である「NTT 東日本東京武蔵野支店」と「東電 PG 武蔵野支社」にて、本覚書を締結することにより、各社事業の強みを活かすとともに、情報連携強化や相互応援による地域の災害対応力等の向上、地域の課題解決や持続的な発展に資する取組を推進します。

<連携事項>

- 【平時・災害時】 ○NTT 東日本東京武蔵野支店及び東電 PG 武蔵野支社が所有する設備の安全確保を目的とした相互協力
- NTT 東日本東京武蔵野支店及び東電 PG 武蔵野支社が所有する施設等の有効活用
- 【災害時】 ○広域停電時の早期復旧に向けた相互協力
- 電力供給支障、通信中断情報等の周知のため、NTT 東日本東京武蔵野支店及び東電 PG 武蔵野支社が有する対外広報に関する連携手段の検討
- 【平時】 ○自治体主催の防災訓練等への、NTT 東日本東京武蔵野支店及び東電 PG 武蔵野支店の共同参画に関する協力
- NTT 東日本東京武蔵野支店及び東電 PG 武蔵野支社の技術技能向上を目的とした協力及び、定期的な意見交換の実施

NTT 東日本東京武蔵野支店と東電 P G 武蔵野支社は、本覚書の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、地域の災害対応力等の向上、地域の課題解決や持続的な発展することで、地域の皆さまの安全・安心な暮らしを支えるべく、主体的・総合的に取り組んでまいります。

<別紙 1>インフラ事業の持続安定化や地域価値の向上の取り組みに資する連携協定書に基づく覚書

<別紙 2>東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社の連携全体像

<別紙 3>インフラ事業の持続安定化や地域価値の向上の取り組みに資する連携協定書に基づく覚書締結式

以上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店

TEL : 042-310-9660 (代表)

東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社広報・渉外担当

TEL : 090-3549-2351 (直通)

インフラ事業の持続安定化や地域価値の向上の取り組みに資する連携協定書に基づく覚書

東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社東京事業部東京武蔵野支店（以下「乙」という。）は、2022年11月18日に締結した、「インフラ事業の持続安定化や地域価値の向上の取り組みに資する連携協定書」（以下「原協定」という。）に基づき、武蔵野エリアにおける持続可能で安定的な事業運営及び、災害時連携による災害対応力強化等の地域課題解決に向けた取り組みを推進するため、次の通り覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲乙の情報連携強化や相互応援による地域の災害対応力等の向上を実現すること、甲乙の知的アセットの活用を通じた地域の課題解決や持続的な発展に寄与するよう協力することを目的とする。

（対象区域）

第2条 対象とする区域は、甲及び乙の事業運営に係る管理区域のうち、両者が一致する場所とする。

（連携協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、下記の項目について各々の業務や対策活動に支障のない範囲で連携し、協力する。

なお、具体的な実施事項については、双方で協議のうえ定めるものとする。

【平時・災害時】

- ・甲及び乙が所有する設備の安全確保を目的とした相互協力
- ・甲及び乙が所有する施設等の有効活用

【災害時】

- ・広域停電時の早期復旧に向けた相互協力
- ・電力供給支障、通信中断情報等の周知のため、甲及び乙が有する対外広報に関する連携手段の検討

【平時】

- ・自治体主催の防災訓練等への甲及び乙の共同参画に関する協力
- ・甲及び乙の技術技能向上を目的とした協力及び、定期的な意見交換の実施

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれかが書面をもって本覚書に係る終了の意思表示をしないときは、同一条件にて、有効期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 前項に定める満了日に関わらず、原協定が終了するときは、本覚書も同時に終了するものとする。

(費用負担)

第5条 本覚書の遂行にかかる費用は、原則として甲乙それぞれが負担するものとする。

(公表)

第6条 甲、乙は、本覚書を締結した事実及びその内容等を公表する場合には、甲、乙が事前に合意した方法、内容及び日時に従うものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、開示当事者の書面による事前の承諾がない限り、本覚書の存在及び内容並びに本覚書を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（有形であるか無形であるかどうかを問わない。以下「秘密情報」という。）を本覚書の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2 秘密情報とは書面で開示される場合には、秘密である旨が表示された情報、電磁的記録で開示される場合には、秘密である旨が表示されるか又はパスワードが付された情報をいい、口頭、視覚その他無形の方法により開示される場合には、開示当事者が開示の前に予めまたは開示と同時に当該情報が秘密情報である旨を書面により受領当事者に通知した情報をいうものとする。

なお、複写及び複製についても、秘密情報として扱うものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、以下に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。

- (1) 開示のときにおいて公知である情報又は開示以後受領当事者の責によらずに公知となった情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。
- (2) 開示当事者から開示される以前に受領当事者が正当に保持していたことを証明できる情報。
- (3) 受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。
- (4) 受領当事者が譲渡又は開示の権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

4 受領当事者は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報を取り扱わなければならない。

5 本覚書が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者に対し、終了又は要求の日から30日以内に秘密情報を返還しなければならない。但し、開示当事者が適当と認めるときは、受領当事者は、開示当事者の指図に基づき溶解、裁断、焼却等の確実な方法で秘密情報を廃棄するものとし、この場合、受領当事者は、確実に廃棄したことを証する書面を廃棄後速やかに開示当事者に提出するものとする。

6 受領当事者は、受領当事者の労働者（各受領当事者の業務委託先を含む）に秘密情報を使用させる場合、受領当事者の労働者に本協定で受領当事者に課されたのと同様の守秘義務を課すとともに、受領当事者の労働者がその守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

- 7 開示当事者は、受領当事者が前各項に違反したことにより被った一切の損害について、受領当事者に対して賠償請求することができるものとする。

(反社会勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

エ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、取り組み事項を第三者に委託する契約等（以下「業務委託契約等」という。）がある場合は、業務委託契約等の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、業務委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は業務委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4 甲及び乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

5 甲及び乙は、第2項又は前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(知的財産権の帰属等)

第9条 本覚書に基づく取り組みを行う過程で作成された成果物の権利帰属については、第3条に定める個別の覚書にて決定する。

(管轄裁判所)

第10条 本覚書について、各当事者の間に紛争が生じたときは、当事者間において誠意をもって協議して解決するものとする。

2 前項の協議が整わない場合、本覚書に関する訴訟については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

2024年3月26日

甲

東京都武蔵野市西久保1-6-24
東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社長

矢田 照博

乙

東京都府中市八幡町1-1
東日本電信電話株式会社
東京武蔵野支店長

川上 卓郎

東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店と 東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社の連携全体像

【本覚書の狙い】

地域の災害対応力等の向上・課題解決や持続的な発展の実現に向け、情報連携強化や相互応援など、様々な分野で連携を図ることで、地域の皆さまの安全・安心な暮らしを支える



- ◆自治体主催の防災訓練などへの共同参画
- ◆技術向上を目的とした協力意見交換の実施



- ◆設備の安全確保を目的とした相互連携
- ◆所有する施設の有効活用



- ◆広域停電の早期復旧に向けた相互協力
- ◆対外広報に関する連携手段の検討

インフラ事業の持続安定化や地域価値の向上の取り組みに資する
連携協定書に基づく覚書締結式



【右から、川上東京武蔵野支店長（NTT東日本）、矢田武蔵野支社長（東電PG）】